

川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、村民の自然との共生や環境負荷の軽減に対する意識醸成を育み、本村が環境保全の村として発展するため、住宅用新エネルギー設備(以下「設備」という。)を新規に設置する者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の名称)

第 2 条 前条に定める補助金は、「川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金」(以下「補助金」という。)という。

(補助金の交付対象設備及び補助金額)

第 3 条 補助金の交付対象となる設備(以下「交付対象設備」という。)及び補助金額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。

(補助金の交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、交付対象設備を村内の住宅に設置し、その住宅に自ら居住又は居住しようとする者(当該住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象設備を設置しようとする住宅の位置図
- (2) 交付対象設備を設置しようとする場所の工事着工前の写真
- (3) 交付対象設備の設置に要する費用の内訳が記載された見積書
- (4) 交付対象設備の出力値等を示す仕様書類又は設計書
- (5) 前 3 号に掲げるもののほか村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 6 条 村長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付を決定した際は、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(補助金申請事項の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「事業者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金変更(廃止)承認申請書(様式第3号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 申請書に記載した事項に変更が生じたとき

(2) 当該事業を廃止しようとするとき

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、川内村住宅用新エネルギー設備等設置費補助金変更(廃止)承認通知書(様式第4号)により、事業者に通知するものとする。

(工事着工届の提出)

第8条 事業者は、交付決定通知書に記載された日付から起算して2か月以内に川内村住宅用新エネルギー設備設置工事着工届(様式第5号)に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 工事の着工確認として、「工事請負契約書」(または「売買契約書」等)の写し。

(実績報告)

第9条 事業者は、当該事業が完了した日(※)から14日以内、又は当該年度3月末日のいずれか早い日までに、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 設備設置の状況を確認することができる完成写真

(2) 設備設置に要した費用の内訳が記載された領収書の写し

(3) 電力会社との電力需給契約書の写し(太陽光発電設備設置の場合)

(4) 単線結線図(太陽光発電設備設置の場合)

(5) 竣工検査の試験記録表等の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(※)「当該事業が完了した日」とは、電力会社と売買契約を締結した日を指す。

(補助金の交付確定及び請求)

第10条 村長は、前条の実績報告書を受理したときは速やかにその内容を審査し、報告の内容が補助金交付の条件に適合すると認めたときは、補助金交付額を確定し、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付確定通知書(様式第7号)により事業者に通知するものとする。

2 事業者は、確定通知書を受理したときは速やかに川内村に住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付請求書(様式第8号)を村長に提出し

なければならない。

- 3 村長は、前項の請求書を受理したときは速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 11 条 村長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付額の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金返還命令書(様式第 9 号)により補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書その他の書類の内容に虚偽の記載があったとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 第 9 条の規定による実績報告がないとき

(協力)

第 12 条 村長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて発電量や使用状況等に関するデータの提供及びその他の協力を求めることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(川内村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)

川内村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成 22 年 4 月 1 日制定)は廃止する

附 則

この要綱の一部を改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱の一部を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象設備	設備設置等の基準	補助金額
太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1) 住宅の屋根等への設置に適した太陽電池による発電設備であって、低圧配電線と逆潮流有りで連系したものであること。 2) 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置等で構成されたものであること。 3) 太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池のモジュールの公称最大出力。）の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満は四捨五入）とする。）が10kW未満のものであること。 4) 未使用品であること。 5) 電力会社と電力受給契約を締結すること。 6) この要綱による補助金の交付を既に受けている者に対しては、再び補助金を交付しないものとする。 	<p>補助金額は、<u>5万円</u>に補助対象システムの最大出力（単位はkWで表示するものとし、小数点位下2桁未満の値があるときは、2桁未満を四捨五入して得た値であって、出力が<u>5kW</u>を超えるシステムについては<u>5kW</u>とする。）を乗じて得た額とし、補助は最大5kW（補助額<u>25万円</u>）までとする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>
暖房設備	<ol style="list-style-type: none"> 1) 木質ペレット又は薪を燃料として住宅内部の暖房用として設置するもの。 2) 設置前に使用に供されていないもの。 3) この要綱による補助金の交付を既に受けている者に対しては、再び補助金を交付しないものとする。 	<p>設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額の2分の1以内で、1件あたりの上限額は10万円とする。</p>

様式第 1 号(第 5 条関係)

平成 年 月 日

川内村長

郵便番号
申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付申請書

平成 年度において、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

交付対象設備の設置場所	川内村大字 川内字
設置する設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 暖房設備(種類:)
交付対象設備設置の区分	<input type="checkbox"/> 既存の住宅に設置する <input type="checkbox"/> 新築の住宅に設置する <input type="checkbox"/> 設備設置済みの住宅を購入する
設備の出力値等	k W
設備設置に要する費用(税込)	円
補助金交付申請額	円
工事着工(予定)年月日	平成 年 月 日
工事完了(予定)年月日	平成 年 月 日

注意 □のある欄は、該当する箇所にレ印を付けてください。

添付書類

- (1) 交付対象設備を設置しようとする住宅の位置図
- (2) 交付対象設備を設置しようとする場所の工事着工前の写真
- (3) 交付対象設備の設置に要する費用の内訳が記載された見積書
- (4) 交付対象設備の出力値等を示す仕様書類或いは設計書

様式第 2 号(第 6 条関係)

川内村指令第 号

住所
氏名

川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付で提出された川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付申請に対し、次のとおり補助金を交付することと決定したので、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

平成 年 月 日

川内村長

補助事業名称	川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助
補助金交付決定額	円
補助条件	
備考	

様式第 3 号(第 7 条関係)

平成 年 月 日

川内村長

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

印

川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金変更(廃止)承認申請書

川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり平成 年度川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付申請内容の変更(廃止)の承認を申請します。

記

補助金交付決定年月日		平成 年 月 日
指 令 番 号		川内村指令第 号
変更年月日		平成 年 月 日
変更 内容	変更(廃止)事項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変更(廃止)の理由		

様式第4号(第7条関係)

川内村指令第 号

住所
氏名

川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金変更(廃止)承認通知書

平成 年 月 日付の川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金変更(廃止)承認申請について、次のとおり承認したので、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

平成 年 月 日

川内村長

補助事業の名称		川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助			
変更の承認	補助金 交付額	変更前	円	変更後	円
	変更に係 る補助条 件				
廃止の承認	補助事業等を廃止することを承認する。				
指示事項					

様式第 5 号(第 8 条関係)

平成 年 月 日

川内村長

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

川内村住宅用新エネルギー設備設置工事着工届

平成 年 月 日付川内村指令第 号にて補助金交付決定のあった川内村住宅用新エネルギー設備設置について、設置工事に着手しましたので、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付要綱第 8 条の規定により届け出ます。

工事着工年月日	平成 年 月 日
工事完了(予定)年月日	平成 年 月 日

添付書類

(1) 工事の着工確認として、「工事請負契約書」(または「売買契約書」等)の写し。

川内村長

郵便番号

住 所

氏 名

印

電話番号

川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金実績報告書

平成 年 月 日付川内村指令第 号にて補助金交付決定のあった川内村住宅用新エネルギー設備設置について、下記のとおり工事が完成しましたので、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付要綱第 9 条の規定により報告します。

記

交付対象設備の設置場所	川内村大字 川内字		
設置した設備の種類	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 暖房設備(種類:)		
設備の出力値等	k W		
事業費の内訳	総事業費(税込)	円	
	村補助金	円	
	その他の補助金	円	
	自己資金	円	
工事着工年月日	平成	年	月 日
工事完了年月日	平成	年	月 日

添付書類

- (1) 設備設置の状況を確認することができる写真
- (2) 設備設置に要した費用の内訳（工事費、機器代金等）が記載された領収書の写し（領収書に内訳が無い場合は、内訳を明記した別紙を添付すること）
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し（太陽光発電設備設置の場合）
- (4) 単線結線図（太陽光発電設備設置の場合）
- (5) 竣工検査の試験記録書の写し

様式第 7 号(第 10 条関係)

川内村指令第 号

住所
氏名

川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付で提出された川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金実績報告書に対し、次のとおり補助金交付額を確定したので、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

平成 年 月 日

川内村長

補助事業名称	川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助
補助金交付確定額	円
備考	

川内村長

郵便番号
住 所
氏 名
電話番号
印

川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付請求書

平成 年 月 日付川内村指令第 号にて補助金交付確定のあった川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金について、川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額		円
補助金の 振込先	金融機関名	支店 ・ 支所
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	(フリガナ)	
	口座名義人 (補助対象者)	

添付書類

- (1) 上記振込口座の通帳の写し（口座情報がわかる部分が記載されていること）

第 9 号様式(第 11 条関係)

川内村指令第 号

住所
氏名

川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金返還命令書

川内村住宅用新エネルギー設備設置費補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

平成 年 月 日

川内村長

返還すべき金額	円	返還 期限	平成 年 月 日
返還を命ずる理由			
年度及び補助事業の 名称	平成 年度	川内村住宅用新エネルギー設備設 置費補助	
補助事業の内容	事業実施に関する助成		
補助金の交付額	円		
補助金等の既交付額	円		
摘要			